

# 自民党

[www.jimin.jp](http://www.jimin.jp)

ウェブサイトにも詳細版Q&Aがございますのでご覧ください。

性的指向・  
性同一性(性自認)の  
多様性って?  
～自民党の考え方～

「同性愛って、  
ちょっとついて  
いけないなあー。」

これは、多くの方の  
率直な意見かもしれません。

LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)は、生まれながらにしてそのような心や体などを持つ方が多く、本人の意思で選んだり変えたりすることが困難とされています。

しかし、

## 本人の意思や趣味・嗜好の問題との 誤解が広まっている

現実もあり、当事者の方の多くは表明(カムアウトと一般に言います)していませんが、人口の3~5%程度存在することが、学識経験者の調査等により明らかになっています。

日本は歴史的に、性的指向・性同一性(性自認)の多様なあり方について必ずしも厳格ではなく、むしろ寛容であったと言われています。歌舞伎の女形など、性別に固定されないあり方を楽しむ文化が伝統芸能に脈々と息づいていることも、その一例と言えるでしょう。

—昨年には、オリンピック憲章に「性的指向」が取り上げられたこともあり、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、正しい理解の増進を図っていくことが、いま求められています。

私たちは、このようなテーマについても、目を背けることなく、正面から向き合って多様性を受け入れる社会を目指していくべきと考えます。この姿勢こそ、多様な価値観に立脚するの真の保守政党のあるべき姿と考えます。

そこで、本年2月、「性的指向・性自認に関する特命委員会」を党内に設置し、当事者の方や有識者、政府・企業からヒアリングを重ね、以下の考え方を確認するに至りました。

## Point 1 目指す方向性

カムアウトできる社会ではなく、カムアウトする必要のない、互いに自然に受け入れられる社会を実現します。すなわち、勧告の実施や罰則を含む差別の禁止とは一線を画し、あくまで社会の理解増進を図りつつ、当事者の方が抱える困難の解消を目指します。

## Point 2 同性婚・パートナーシップ制度について

憲法24条の「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」が基本であることは不変であり、同性婚容認は相容れません。また、一部自治体が採用した「パートナーシップ制度」についても慎重な検討が必要です。

## Point 3 ジェンダーフリーについて

性的指向・性同一性（性自認）の多様性を受容することは、性差そのものを否定するいわゆる「ジェンダーフリー」論とは全く異なるものであり、一線を画します。特に、教育現場等において、これらの問題を政治的に利用しかねない団体の影響に対して、細心の注意を払って対応しなければならないと考えます。

以上の考え方に立ち、まずは、これらの問題に対する党内の理解を促進すべく、今般、国会議員や地方議員等を対象とする本Q&Aを作成しました。当事者の方が社会、職場、学校の場でつらい思いや不利益を被ることなく、安倍政権が掲げる「一億総活躍社会」の一員として、自分らしい生き方を貫ける社会を実現するため、ぜひ、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

## Q. 「性的指向」「性同一性(性自認)」とは何ですか？

A. 性的指向は「恋愛や性愛の対象となる性別」、性同一性(性自認とも言う)は「自己が属する性別についての感覚」です。

この性的指向・性同一性(性自認)が典型的ではない方の代表的な例が、いわゆる「LGBT」と呼ばれる方々であり、Lはレズビアン(女性の同性愛の方)、Gはゲイ(男性の同性愛の方)、Bはバイセクシュアル(同性も異性も恋愛・性愛の対象とする方)、Tはトランスジェンダー(性同一性と異なる身体的または戸籍上の性別を有する方)を指します。

なお、蔑称とされる呼称として、レズビアンに対する「レズ」、ゲイに対する「ホモ」「おかま」、バイセクシュアルに対する「両刀使い」、トランスジェンダーに対する「ニューハーフ」(職業名としては可)等が挙げられますので、ご注意ください。

## Q. これまでの政府の取組は、どのようなものでしたか？

A. 平成16年7月、「性同一性障害特例法」が施行され、自分の性同一性と身体的特徴に違和があり、2人以上の医師に性同一性障害と診断されたトランスジェンダーの方は、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取り扱いと戸籍上の性別記載の変更が可能となりました(20歳以上等の条件有)。

この他、各府省の取組としては、

- ①人権教育・啓発活動等の促進  
(内閣府「第4次男女共同参画基本計画」)
- ②当事者専用の電話相談回線の設置  
(厚生労働省補助事業「よりそいホットライン」)
- ③児童生徒へのきめ細やかな対応に関する通知  
(文部科学省)

等が挙げられます。

なお、わが党からの申し入れを踏まえ、本年6月、政府が決定した「骨太の方針」「一億総活躍プラン」に理解を促進しつつ多様性を受容する社会を目指す旨が盛り込まれました。

## Q. 企業の取組としては、どのような例がありますか？

A. 特命委員会において企業からヒアリングを行った結果、  
①採用・異動・出向等における不当な扱いの禁止、同性パートナー登録制度の導入

②当事者の社員に対するサポート社員「Ally」の配置

③行動基準の人権尊重の項目に「性的指向・性自認」を追記、社員向け研修の実施等の事例が確認されました。いずれも、わが国及び赴任国の法令の順守、文化慣習への配慮を前提に、ダイバーシティ(多様な人材の活用)や福利厚生向上の一環として、積極的な取組を行っています。

## Q. 世界の状況はどうなっていますか？

A. 権利擁護等の保護がある国は、欧米を中心に76か国85地域(同性カップルの承認は34か国65地域)であり、逆に、同性愛者等への罰則がある国は、中東やアメリカ、東南アジアを中心に、死刑13か国、禁固刑75か国5地域となっています。(平成28年5月現在、ILGAデータによる)

## Q. 性的指向の多様性を受け入れる社会を目指すということは、同性愛者から「付き合ってほしい」と告白された場合、受け入れないといけないのですか？

A. 性的指向の多様性を受け入れる社会を目指すことと、個人間の恋愛感情を受け入れるかどうかは、異性間・同性間を問わず、全く別の問題です。受け入れるかどうかは個人の自由であり、断っても何の問題もありません。